



共同募金が応援します！

ひたちなか市共同募金委員会

令和3年度 助け合い・支え合い応援助成金（あいあい助成金）

募集要項

【はじめに】

この事業は、市民の助け合い・支え合いの意識を強めることを目的として、ひたちなか市共同募金委員会が行う助成事業です。

市内の民間団体が行う地域の要支援者の支援、福祉施設・団体と地域住民の交流、市民向けの福祉イベント等の福祉意識の啓発を目的とした事業・活動に対して、事業費・活動費の一部を助成します。

助成金は、ひたちなか市民からお寄せいただいた共同募金（歳末たすけあい募金）を活用しています。

頭書の目的に沿った地域の福祉活動に対し助成を行い、ひたちなか市がより住みやすい町になることが、共同募金の有効活用につながります。

なお、共同募金からの助成が一部の団体に偏ることを避けるため、共同募金を財源とした他の助成を受ける団体は、この事業の対象からは除かせていただきます。

助成を希望する団体においては、上記についてご理解のうえ、事業の計画・申請をお願いいたします。

【助成対象団体】

社福・更保・日赤・公社・公財・一社・一財・NPOの各法人、または、法人格を有しない福祉活動を行う民間の団体（ボランティアグループ、福祉団体、高齢者クラブ、民間学童クラブ等）であり、下記に該当する団体とします。

- (1) 申請事業を行う団体の所在地及び活動範囲がひたちなか市内であること。
- (2) 5人以上の会員で組織し、団体としての活動実績が1年以上であること。
- (3) 団体の規約、活動計画、予算、活動報告、決算等が整備されていて、かつ公開できること。
- (4) 政治活動・宗教活動を主な目的とした団体でないこと。
- (5) 共同募金の一環として、広く募金を呼びかけることができること。

※この助成の他に、共同募金（歳末たすけあい募金）を財源とした他の助成を受ける団体（社協支部・ふれあいサロンなど社協からの二次助成を受ける団体含む）は、この事業の対象外となります。

【助成対象となる事業・活動】

令和3年10月1日から12月31日の期間内に、ひたちなか市内で実施する下記のいずれかの事業が対象となります。

事業区分	事業内容の例
A 福祉ニーズを持つ地域住民を支援する事業	<ul style="list-style-type: none"> ・年末年始の買い物の代行、家屋内の大掃除の手伝いとゴミ出し、ふすまや障子の張替え ・おせち料理や年越しそばの作成（購入）と配達、または対象者を招いての会食会 ・子ども食堂で、クリスマスにいつもの食事に加えてケーキを提供する ・要援護者の支援や、防災・減災を目的とした研修の実施
B 福祉施設または団体と、地域住民（※）の連携や交流等を目的とした事業 ※参加に当たり居住地や年齢などに条件をつけるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉施設が、施設利用者との交流を目的として、近隣の住民を招待して行うイベント（クリスマス会やハロウィン等） ・福祉施設が、災害時に必要な資材を購入し、地域住民とともに顔の見える関係をつくるために防災訓練を実施する。
C 市民全員（※）を対象とした福祉イベントや啓発事業 ※居住地や世帯構成、年齢など細かな条件等を設けず、広く参加者を募ること。	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉施設・団体が企画する、市民対象の研修会や講演会 ・ボランティアグループが、自分たちの活動を知ってもらうために行うイベント

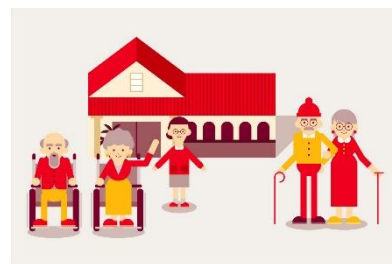
※Aは、通年で行う事業の費用の一部の助成ではありません。あくまで10月から12月の間に行われる事業に対する助成ということでお考えください。

※B・Cは、団体の構成員・会員・利用者のみでなく、団体外の住民が協力して実施する事業、または参加できる催しであること。

※Cは、必ず全市的な広報を行うこと。

（対象外となる事業）

- ・営利を目的とした事業。
- ・政治・宗教に関する事業。
- ・国又は地方公共団体から指定管理・委託・補助・助成等を受けた事業。
- ・国または地方公共団体の責任に属されるとみなされる事業。
- ・特定の個人的活動またはそれに類する事業。
- ・他団体への助成を目的とする事業。
- ・器具備品の購入のみを目的とした事業。
- ・当助成金以外の財源によって実施可能と認められる事業。



【助成金額】

助成総額： 200万円

上限額： 上表A・Bに該当する事業 …10万円

上表Cに該当する事業 …15万円

※対象経費の20%以上は自己資金を使用すること

(対象となる経費の例) ※原則として、事業の実施に直接必要となる経費とする

項目	用途の例
材料費	制作物や料理などに必要な材料の購入費用
食糧費	交流等の事業を行う際の飲み物や食事が必要となる場合の費用
賃借料	事業実施に必要な器具・車両のレンタル料、会場の使用料
交通費	駐車場代、燃料費など
謝礼・謝金	講演会の講師や協力者への、謝礼金や感謝品の購入費
印刷費	チラシ等、必要となるものの印刷にかかる費用
消耗品費	コピー用紙や文具類など、必要となるものの購入費用等
通信運搬費	参加者への通知などに必要な切手や宅配便の代金 運送業者を利用する場合の費用
器具購入費	事業実施に必要な器具の購入費（助成額の50%以内）
事業保険料	事業を行う際の保険への加入料

(対象外の経費)

人件費、食糧費（事業に直接関連しないもの、事業実施者の飲食代）、旅費、団体・法人の運営にかかる経費、施設・備品の登録費用や家財保険料、光熱水費、保守契約費用、土地・建物・車両の購入・整備・維持管理に係る費用、慶弔費、汎用性の高い物品（テレビやパソコン等）の購入経費など

【申請方法】

下記の申請書等を、ひたちなか市共同募金委員会にご持参ください。

- (1) 助け合い・支え合い応援助成金申請書（様式1号の1）
- (2) 申請事業の収支計画書（様式1号の2）
- (3) 添付書類
 - ・法人・団体の概要が分かる書類（事業報告書や決算書など）
 - ・申請事業の内容の分かる書類（事業計画書やチラシなど）

※申請は、一団体につき一事業までとします。

※複数団体が協力して一つの事業を行う場合は、代表となる団体が申請すること。

※申請団体は、ひたちなか市共同募金委員会の求めに応じ、同会の開く審査委員会において申請内容の説明を行うこと。

【申請受付期間】

令和3年4月1日（木）～4月14日（水）

【審査方法】

ひたちなか市共同募金委員会の設置する審査委員会および運営委員会において審査・決定します。

審査結果は、審査終了後、文書にて通知します。

【申請～交付スケジュール】

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
申請	審査	決定		助成金 交付		事業実施・報告		

【助成決定団体の協力事項】

助成が決定した団体は、下記へのご協力をお願いします。

- 事業実施の際、共同募金の助成対象事業である旨を周知すること
(例：事業実施時にのぼり旗を設置、募集チラシや当日の資料に助成を受けた事業であることを明記する など)
- 共同募金運動への協力
(例：街頭での募金運動、施設・事業所への募金箱・自動販売機の設置、寄付つき商品の実施、職域募金の実施 など何らかの方法で募金の呼びかけにご協力ください)

【事業実績の報告】

助成を受けた団体は、事業の終了後に以下の書類を提出していただきます。

- (1) 助け合い・支え合い応援助成金報告書(様式2号の1)
- (2) 実施事業の収支決算書(様式2号の2)
- (3) 実施事業の様子分かる写真

【申請・問合せ先】

茨城県共同募金会ひたちなか市共同募金委員会

住所：〒312-0041 ひたちなか市西大島3-16-1 ひたちなか市総合福祉センター内

電話：029-274-5135/FAX：029-275-0606

Eメール：hnsha-o2@chic.ocn.ne.jp

